

初めての

子育て中の女性対象

参加
無料

調停手続き説明会

～ 家庭裁判所の調停ってどんなことをするの？～

「調停」という言葉自体が耳慣れないこともあり、「どのようなことが行われるのか、わからなくて不安…」と感じていませんか？離婚や養育費などの取り決めを行う調停について家庭裁判所の書記官がしくみや手続きの流れをわかりやすくお話しします。

調停の
メリットって？

審判と裁判
違うの？

何を準備すれば
いい？
どのような流れ
になるの？

費用は？

調停で解決
できる？

日時

11月12日(木) 9:30～11:30

場所

エル・ソーラ仙台 大研修室 (アエル 28F)

- ◆講師 仙台家庭裁判所 書記官
- ◆対象 原則として仙台市内在住の母子家庭の母、寡婦(*)、
現在離婚を考えている子育て中の女性
*寡婦とは、かつて母子家庭の母であって、お子さんが全員20歳に達し、
現在も配偶者のいない方。
- ◆託児 11/4(水)まで要申込/無料(先着順/6ヶ月～未就学児)
※しょうがいのあるお子さんや、小学1年生以上のきょうだいがいる場合はご相談ください。
- ◆申込方法 10/7(水)午前9時より 電話でお申し込みください(先着順)

定員
24名

申込・問合せ

仙台市母子家庭相談支援センター

TEL 022-212-4322

火曜 11:00～19:00 水曜～土曜 9:00～17:00 (祝日・休館日を除く)

仙台市青葉区中央1-3-1 アエル 29F (エル・ソーラ仙台内)

主催: (公財) せんだい男女共同参画財団 <https://www.sendai-l.jp/>

※お申込みの際にいただいた個人情報は、この事業でのみ使用します。

※新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、延期または中止させていただく場合があります。予めご了承ください。

